

No	項目	質問	回答
1	対象	4月2日以降に事業譲渡等によって運営法人が替わり、新規指定された場合は対象になるか。	支給対象外です。
2	対象	みなし指定事業所は対象になるか。	・介護医療院・介護老人保健施設のみなしは対象となります（介護保険法第72条みなし事業所）。 ・保険医療機関又は保険薬局のみなしは対象外です（介護保険法第71条みなし事業所）。
3	対象	サテライト（出張所）は支給対象になるか。	支給対象外です。
4	対象	サービス提供していない場合も対象になるか。	基準日から申請日時点までの間に介護給付費等を受ける事業所が対象です。
5	対象	令和8年9月30日までに休止又は廃止を検討しているが、申請は可能か。	支給対象外です。 10月1日以降に休止又は廃止予定の場合は申請可能です。
6	第1号様式	発行責任者には誰を書くか。	法人代表者、事業所管理者、担当者等どなたでもかまいません。
7	第1号様式	発行責任者欄に部署とあるが、部署というものがない場合なにを入れればいいか。	発行責任者の役職又は事業所名などを記入してください（代表取締役、管理者、事務など）。
8	第2号様式	手順通りに作成しているのに申請額がでてこない、その他様式に関する不具合があるがどうすればいいか。	手順通り作成していることを大前提として、それでも問題が生じる場合はHPの方から再度様式をDLし直してください。無意識に関数をいれている、セルを書き換えているなどが考えられます。
9	第2号様式	なにを定員数とするのか。	R8.4.1時点での「同時利用定員数」です（指定権者に届出ている定員数）。一日に受け入れる利用者の人数ではありません。
10	第2号様式	同一特別養護老人ホーム内に、事業所番号が異なる従来型とユニット型が併設されている場合はそれぞれで申請可能か。	事業所番号が別の場合でも従来型とユニット型を足した人数を定員数として1件の申請としてください。その場合、事業所番号欄には2つの事業所番号を入力してください。
11	口座の写し	ネット銀行等で通帳の写しをとることができない場合はどうすればいいか。	第1号様式の振込口座欄の各項目を確認できるサイトページの写しを提出してください。

12	その他	東京都の「介護サービス事業所物価高騰緊急対策支援金事業」や「特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援事業」との併給は可能か。	併給可能です。 (足立区の当該事業に関しては、用途を限定されていないため)
13	その他	提出後に訂正したい箇所があるどうすればよいか。	「記載事項の訂正について」のチェックボックスに☑があれば軽微な訂正は介護保険課で行います。 内容によっては差替えをお願いいたします。 判明した場合はご連絡ください。
14	その他	一度申請したが申請漏れしていた事業所があった。申請は可能か。	提出期限内であれば申請可能です。 判明した場合はご連絡ください。
15	その他	オンライン申請をすることができない時はどうすればいいのか。	・メールアドレスの入力が間違いないか ・足立区からメールを受信しない設定になってないか 以上2点を再度確認してください。 オンライン申請が難しい場合は郵送でも受け付けています。
16	その他	後日実績報告は必要か。	不要です。